



令和6年度

有田町 下水処理ニュース

保存版





# 下水マン

身長 166cm  
体重米俵3つぶん

日々ホタルが好む水質を保全するために、生活排水を衛生的に処理する下水道事業の普及促進を図っている。

本人曰く「下水道への接続相談はいつでもお任せください！」とのこと。

今回は、下水道マニアの「下水マン」とともに下水道事業についてご紹介します。



三度の飯の次に  
ホタルが好き♡

## 下水道（農業集落排水や合併浄化槽を含む）に接続すると……

### 川がキレイになります

家庭などから発生する汚水を浄化してから川へ放流しますので、川はいつもキレイです。

### 悪臭や害虫の発生が少なくなります

生活排水は側溝や川へ流れ込まないので、悪臭や害虫の発生が少なくなります。

### 街が清潔になります

台所やお風呂の排水も下水道へ流れるので、清潔な住環境が保たれます。

### 水洗トイレが使えます

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。

わたしたちの生活に欠かせない「水」  
蛇口をひねって、水を出して毎日当たり前  
使っていますが、使った後の水（下水）は  
どこへ流れていっているのでしょうか？



**有田町の下水は**  
**公共下水道事業事業**  
**合併浄化槽事業**  
**農業集落排水事業**

**3つの事業で成り立っています!!**

3事業について詳しくみていきましょう



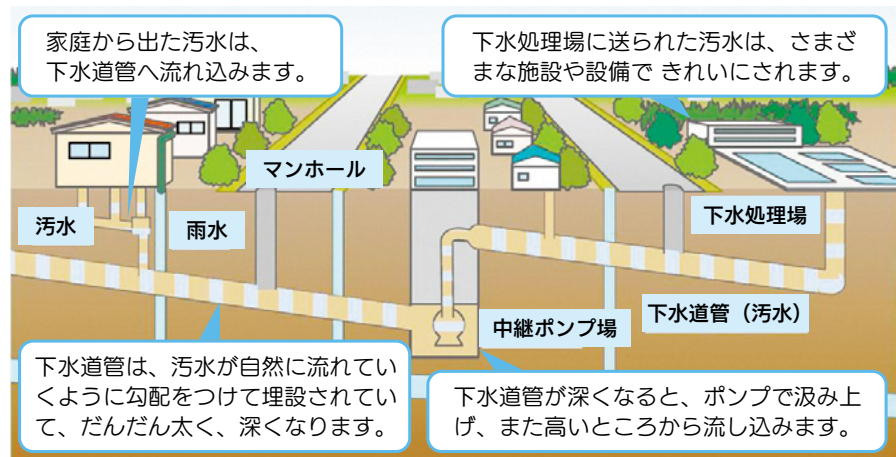


# 公共下水道とは？

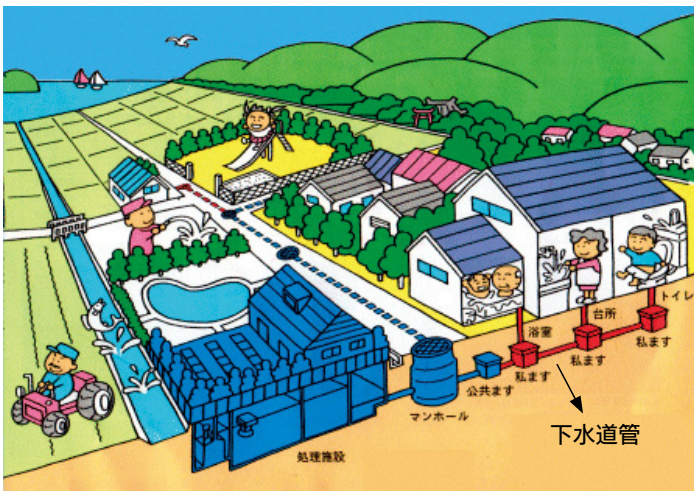
公共下水道のエリアの道路のなか中に下水道管が埋められています。

入らず、そのまま川や水路へと流れるように造られています。

おうちの台所やお風呂、トイレで使った水が、下水道管を通して下水処理場へと流れていき、下水処理場に集められた水をきれいにし、川に流します。  
雨水は下水道管には



# 農業集落排水ってどういうもの？



田んぼや畑などがある山谷牧地区と楠木原地区。

この2つの地区のお家のお風呂や台所、トイレなど生活するために使った水が下水道管を通して、処理施設という水をきれいにするための場所へ集められます。

処理施設できれいになった水が田畑で使われる水路や川に戻されていく仕組みが農業集落排水です。

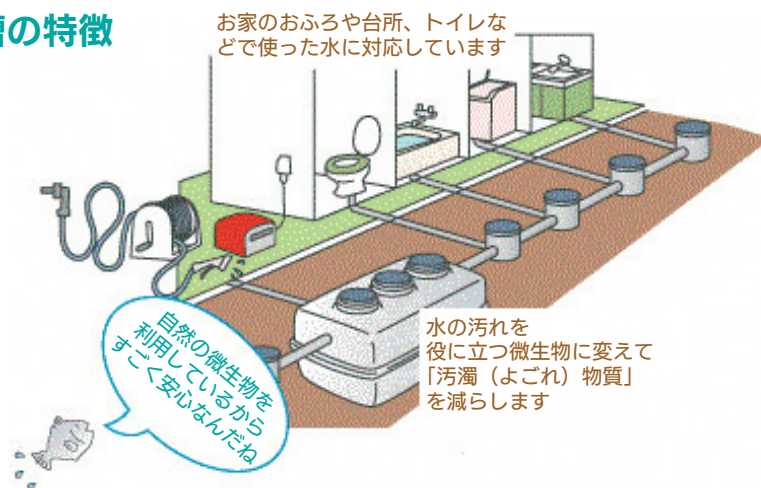


# 合併浄化槽ってなに？

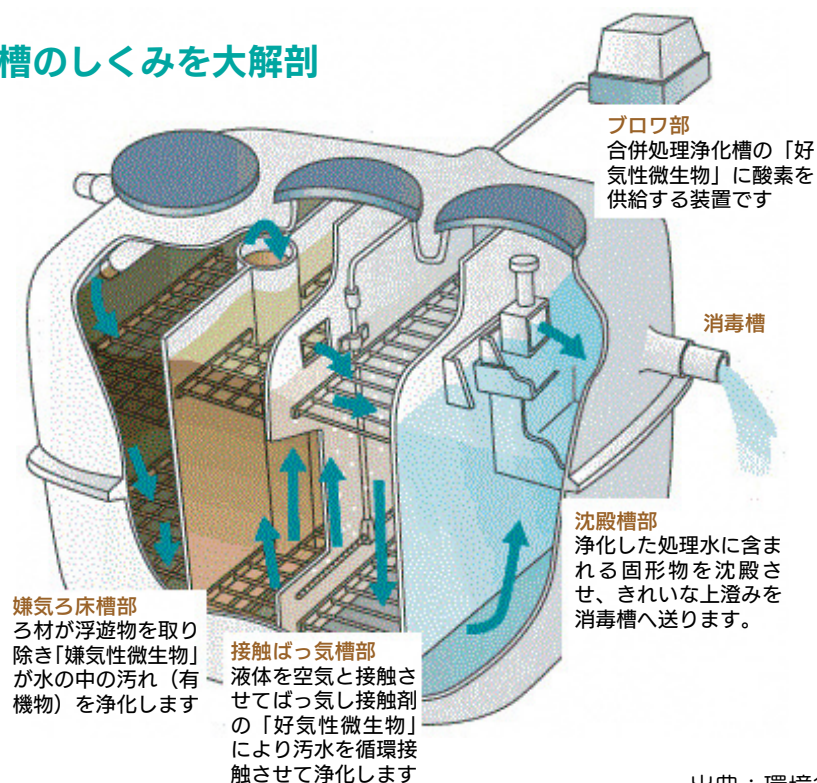
お風呂や台所、トイレなどわたしたちが生活するために使った汚れた水をすべてきれいにすることができる大きなタンクのような機械が合併浄化槽です！

お家の庭や空いているスペースの地面の中に埋められていて、微生物の力で毎日頑張っています！

## 合併浄化槽の特徴



## 合併浄化槽のしくみを大解剖



出典：環境省浄化槽サイトより

# 公共 下水道 事業

東地区は、東から西に向かって地形が緩やかに傾斜し、道路に沿って住居が密集しているという二つの利点があり、公共下水道事業により、下水道管が布設されています。

公共下水道事業は平成14年度に黒牟田地区から供用開始し、令和5年4月で整備予定区域全域を整備しました（普及面積419.5ha）。

## ●受益者負担金

公共下水道の普及工事については、処理場の建設費や管路の埋設工事費の一部を受益者負担金として、公共下水道が布設されたエリアに土地を所有される方などに納付いただいています。受益者負担金は、皆さんが所有する土地の面積に応じて算出し、1㎡当たり450円を乗じた額になります。これは、一つの土地に1回限りの負担です。

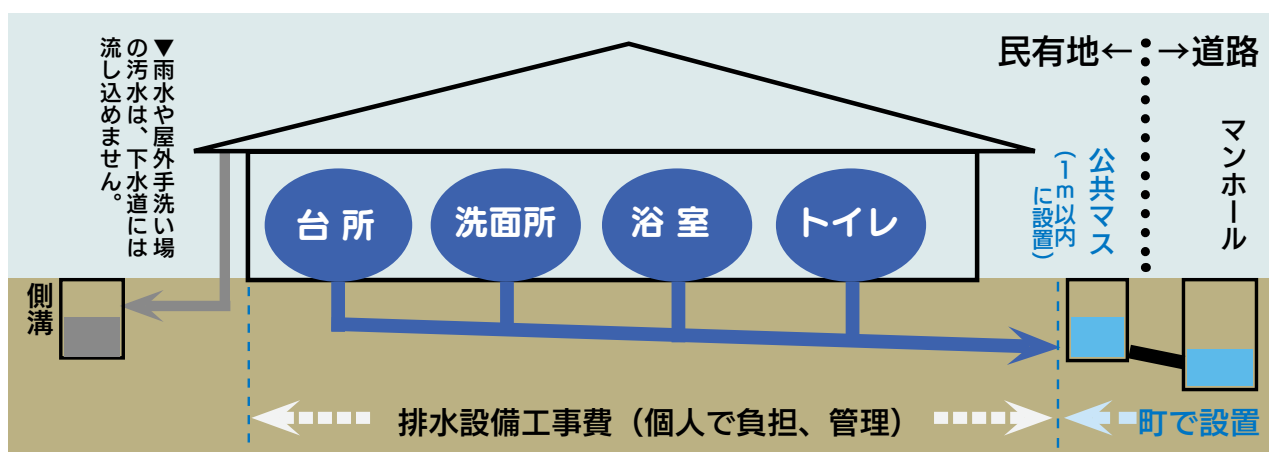
## ●下水道使用料

下水道の利用を始めると、翌月から下水道使用料をお支払いいただきます。詳しくは11ページの汚水使用料をご覧ください。

## ●排水設備工事費

道路下の下水管埋設と各宅地内の公共マスまでは町が設置しますが、宅内の排水設備工事は自己負担となります。台所・風呂・洗面所などの排水管工事費用と、くみ取りトイレから水洗便器への取り替え工事費が必要となります。

宅内の排水設備工事は、町の指定工事店に依頼する必要があります。（12ページ参照）



**公共下水道への接続は供用開始後3年以内に  
公共下水道への接続が義務付けられています！**

公共下水道区域内で合併処理浄化槽設置事業補助金制度により設置した浄化槽や単独浄化槽、し尿汲みとり、雑排水（お風呂や台所）を含め、遅滞なく下水道への接続をご検討ください。



# 農業集落排水事業



▲山谷牧処理施設点検の様子

処理施設長寿命化の一環として  
経営状況診断を行っていきます



泉山にはガン  
ダムマンホ  
ールがあるよ！



▲農業集落排水地区マンホール

## ▽農業集落排水事業（山谷牧地区）

供用開始年度 平成10年度  
地区内世帯数 65件  
現在加入世帯数 52件（80.0%）

## ▽農業集落排水事業（楠木原地区）

供用開始年度 平成12年度  
地区内世帯数 117件  
現在加入世帯数 97件（82.9%）

農業集落排水事業は、山谷牧地区と楠木原地区それぞれに処理施設を設け、集めた下水を処理しています。処理水は農業用水として再利用することも可能です。

楠木原地区の処理施設には汚泥処理設備を併設しており、処理の過程で発生する汚泥を乾燥させ、顆粒状の肥料として再利用しています。

農業集落排水事業区域は、供用開始から**3年以内**に接続するよう努めなければならないと町条例で定められています。既に両地区で3年以上が経過しています。未接続の場合は早期の接続をお願いします。

## 汚水処理人口普及率の推移

令和6年3月末現在

| 年 度            |       | R元末     | R2末     | R3末     | R4末     | R5末     |
|----------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度末人口          |       | 19,686人 | 19,389人 | 19,148人 | 18,986人 | 18,675人 |
| 汚水<br>処理<br>人口 | 公共下水道 | 8,648人  | 9,187人  | 9,179人  | 9,462人  | 9,308人  |
|                | 浄化槽   | 整備事業    | 4,298人  | 4,137人  | 4,321人  | 4,300人  |
|                |       | 個人設置    | 2,535人  | 2,674人  | 1,567人  | 1,536人  |
|                | 農集排   | 山谷牧地区   | 186人    | 190人    | 185人    | 184人    |
|                |       | 楠木原地区   | 336人    | 314人    | 303人    | 306人    |
|                | 合 計   | 16,003人 | 16,314人 | 15,760人 | 15,838人 | 15,634人 |
| 汚水処理人口普及率（%）   |       | 81.29%  | 84.14%  | 82.32%  | 83.42%  | 83.72%  |

※公共下水道および農業集落排水の数値については、普及人口のため接続人口ではありません。

※浄化槽の個人設置人口は、公共下水道や農業集落排水事業の普及面積が広げれば減少していきます。

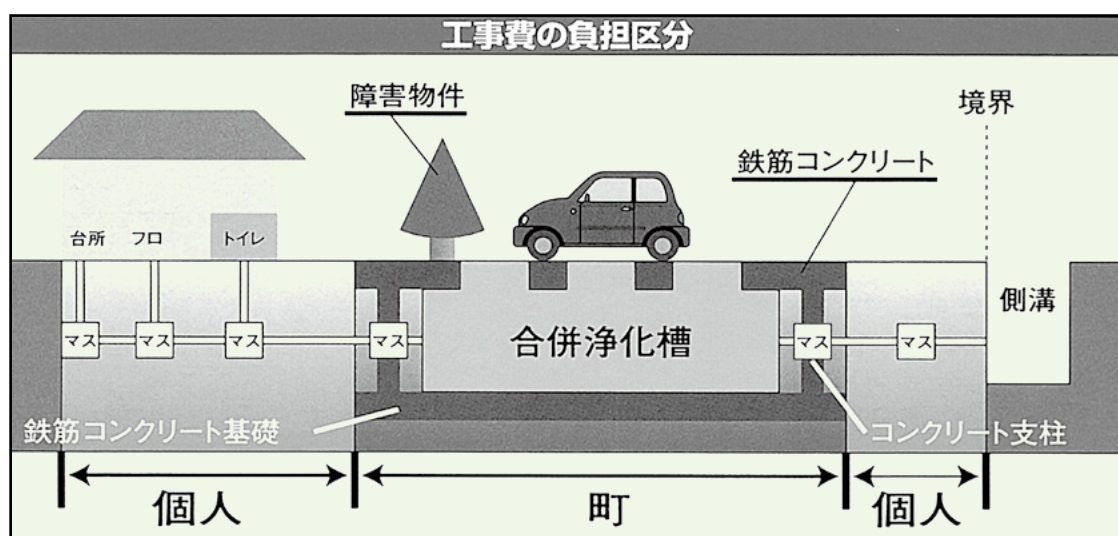
# 浄化槽整備事業

浄化槽整備事業とは、個人の敷地に町の費用で浄化槽を設置し、維持管理を行う事業です。

西地区では農業集落排水事業区域を除く区域で、平成15年度からこの事業に取り組んでいます。東地区では公共下水道区域のうち市街地から離れた地区を、平成17年度から浄化槽整備事業区域に設定しています。対象区域は、境野・古木場・戸矢の全域と、岩谷川内・大野・戸杓・南山の一部地域です。事業開始後の新規設置はこれまで1,474基となりました。これにより令和6年3月末で、浄化槽区域内の合併浄化槽の人口普及率は約66%となりました。

令和6年度は50基の設置を予定し、申し込み順に設置していきます。申し込みは上下水道課で12月上旬まで受け付けています。

## 工事費の負担区分と負担経費



### ※使用者負担経費 一般的な家庭で50～120万円

- ・浄化槽までの配管工事費
- ・浄化槽から放流先までの配管工事費
- ・庭木、ブロック塀、地下埋設物等の構造物や障害物除去、設置費用
- ・放流ポンプ費用（必要な家庭のみ）
- ・トイレの水洗便器購入費、設置費
- ・トイレの改造費、水道工事費
- ・その他（水道料、電気料、負担金）

### 町負担経費

#### 標準工事

- ・本体設置に係る設計費
- ・浄化槽本体購入費
- ・本体設置工事（ブローを含む）
- ・コンクリート工事（スラブコンクリート）
- ・その他特に町長が必要と認める工事

設置工事の範囲と負担区分は上記のとおりです。

家庭内の排水設備工事は、町の指定を受けた工事店に依頼する必要があります。（12ページ参照）

### 適切な浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物が主役です。正しい使い方をしないと性能を引き出すことができず、処理ができていない汚水が河川に放流されます。また汚水が腐敗して、異臭が発生し生活環境が悪くなります。微生物に影響するような薬剤（カビ取り剤、漂白剤）の使用は控えめに、野菜くずや油は浄化槽に流さない、ブローの電源は絶対に切らないなど注意をお願いします。



## ●設置申込み

1. 浄化槽の設置を希望する住宅所有者は、町に設置申請書を提出してください。

2. 申請後に、町が設置箇所の確認と工事計画書の作成を行い、申請者の承諾を得ます。槽の大きさは原則、次のとおりです。

- 建物の延べ床面積 ・ 130㎡（約40坪）以下は5人槽
- ・ 130㎡を超える場合は7人槽
- ・ 台所と浴室が2箇所以上は10人槽

接続までに、設置者講習会（伊万里保健福祉事務所等で開催）の受講が、維持管理上必要です。

## 分担金

申請者は、工事費の一部を分担金として、工事発注前に町に納める必要があります。

## ●浄化槽使用料

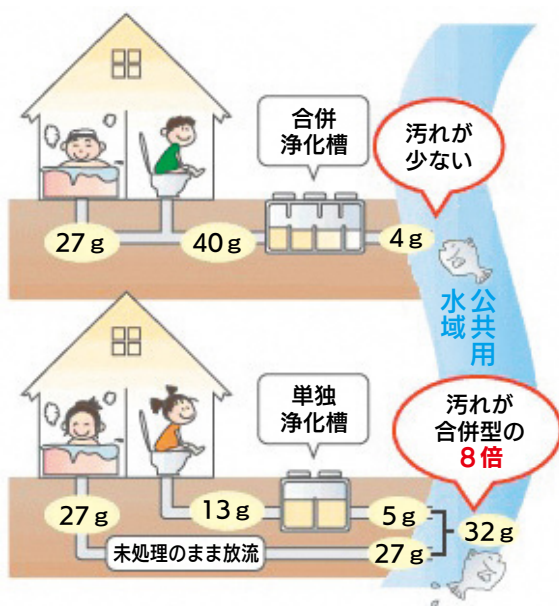
浄化槽の維持管理費や機械補修費が必要なため、設置後は浄化槽使用料を毎月お支払いいただきます。詳しくは11ページの下水使用料欄をご覧ください。

負担金

消費税率10%

| 人槽    | 金額(税込)     |
|-------|------------|
| 5人槽   | 165,000円   |
| 7人槽   | 165,000円   |
| 10人槽  | 165,000円   |
| 14人槽  | 352,930円   |
| 18人槽  | 542,520円   |
| 21人槽  | 683,100円   |
| 25人槽  | 683,100円   |
| 28人槽  | 1,058,640円 |
| 30人槽  | 1,058,640円 |
| 35人槽  | 1,230,240円 |
| 40人槽  | 1,230,240円 |
| 45人槽  | 1,417,020円 |
| 50人槽  | 1,417,020円 |
| 51人槽～ | ※別途計算      |

※51人以上の人槽については上下水道課へ問い合わせてください。



出典：環境省「浄化槽サイト」より

※数値は1人の利用者が1日に出す水質汚濁物質の量をBOD（生物化学的酸素要求量）で表したものです。BODは微生物が水中の有機物を分解する際に必要とする酸素量の事で、高いほど汚染されている事になります。

合併浄化槽であれば、お風呂や台所、トイレの排水を併せて高い処理能力で処理する為、BODは全体で4gとなりますが、単独浄化槽では台所やお風呂などの生活雑排水の浄化ができませんので、27gのBODがそのまま河川へ放流されます。

また、設置されている単独浄化槽の能力によっては、トイレの排水の処理能力も低くなります。

合併浄化槽は、家庭から出る生活排水（し尿、台所、お風呂、洗濯等の雑排水）の全てを浄化できるものです。し尿処理だけに対応した単独浄化槽及び汲み取りでは、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然環境に大きな負担をかけてしまいます。

水洗化による生活環境の向上と河川浄化のため、早期の浄化槽設置をお願いします。

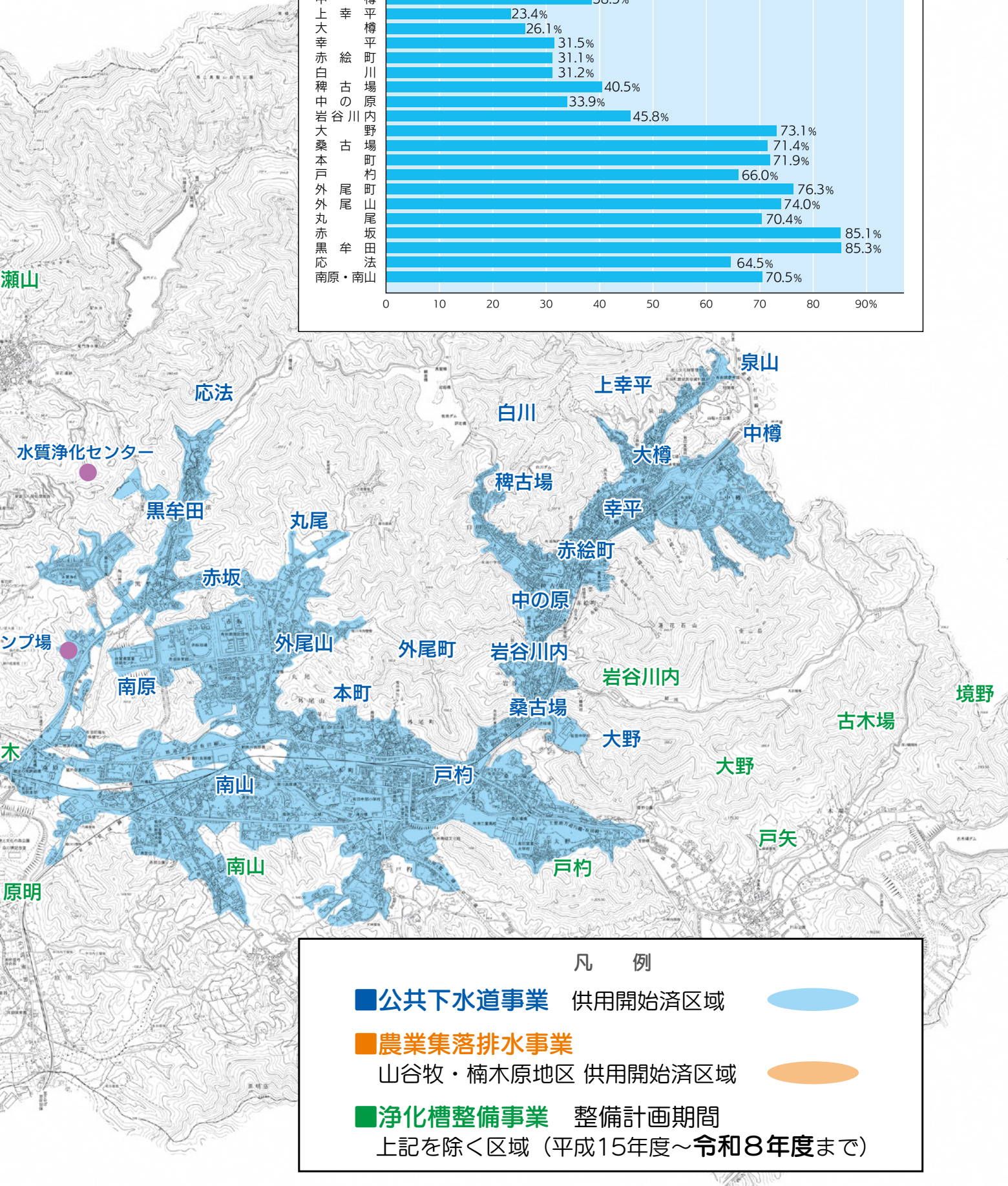
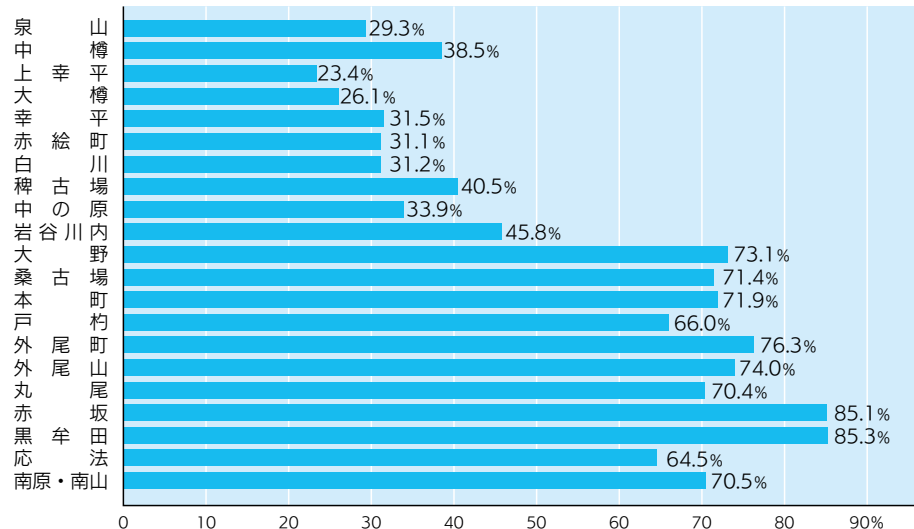


- 公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 浄化槽整備事業





公共下水道接続率（令和6年3月末日現在）



## 下水施設使用上でのお願い

- ・トイレはトイレットペーパー以外の紙や異物は流さないよう、お気を付けください。
- ・台所では、調理くずを流さないよう、水切り袋や三角コーナーを利用しましょう。
- ・料理に使用した食用廃油や灯油は、新聞紙等に吸わせる、リサイクルに出すなどし、排水口に流さないようにお願いします。
- ・おうちの各排水口には異物が流れ込まないように、網や格子を付けてください。

### 下水使用料

|                       |                                      | (税込)   |
|-----------------------|--------------------------------------|--------|
| 基本使用料                 | 0m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup>   | 1,870円 |
|                       | 11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>  | 165円   |
| 超過使用料                 | 21m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>  | 187円   |
| (1m <sup>3</sup> 当たり) | 51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup> | 220円   |
|                       | 100m <sup>3</sup> を超える部分             | 253円   |

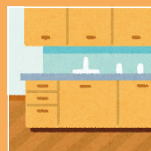
### 毎日どのくらいの水を使っているの？



お風呂  
115ℓ



トイレ  
60ℓ



炊事  
51ℓ



洗濯  
43ℓ



洗顔など  
17ℓ

=286ℓ  
1人あたりの  
1日平均使用量

令和4年版日本の水資源の現況（国土交通省）  
平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査（東京都水道局）参照

■水道料金と汚水使用料の早見表（税込）

| 使水道水の量           | 水ご一<br>道家<br>庭的<br>金<br>の<br>※ | 下水使用料  | 人員目安<br>(参考) |
|------------------|--------------------------------|--------|--------------|
| 10m <sup>3</sup> | 2,169円                         | 1,870円 |              |
| 11m <sup>3</sup> | 2,384円                         | 2,035円 |              |
| 12m <sup>3</sup> | 2,600円                         | 2,200円 |              |
| 13m <sup>3</sup> | 2,816円                         | 2,365円 |              |
| 14m <sup>3</sup> | 3,031円                         | 2,530円 |              |
| 15m <sup>3</sup> | 3,247円                         | 2,695円 |              |
| 16m <sup>3</sup> | 3,488円                         | 2,860円 | 2人家族         |
| 17m <sup>3</sup> | 3,729円                         | 3,025円 |              |
| 18m <sup>3</sup> | 3,969円                         | 3,190円 |              |
| 19m <sup>3</sup> | 4,210円                         | 3,355円 |              |
| 20m <sup>3</sup> | 4,451円                         | 3,520円 | 3人家族         |
| 21m <sup>3</sup> | 4,692円                         | 3,707円 |              |
| 22m <sup>3</sup> | 4,933円                         | 3,894円 |              |
| 23m <sup>3</sup> | 5,174円                         | 4,081円 |              |
| 24m <sup>3</sup> | 5,415円                         | 4,268円 | 4人家族         |
| 25m <sup>3</sup> | 5,656円                         | 4,455円 |              |
| 26m <sup>3</sup> | 5,897円                         | 4,642円 |              |
| 27m <sup>3</sup> | 6,138円                         | 4,829円 |              |
| 28m <sup>3</sup> | 6,378円                         | 5,016円 |              |
| 29m <sup>3</sup> | 6,619円                         | 5,203円 | 5人家族         |
| 30m <sup>3</sup> | 6,860円                         | 5,390円 |              |

※水道メーターがφ13mmの場合  
※消費税率10%



# 水洗化には排水設備が必要です

## 《工事の流れ》

### 工事店の選定

工事費の見積り等をとって工事店を決めます。

### 工事申請書の提出

工事内容に合わせて申請書を作成し、町へ提出します。  
※申請書作成と提出は工事店が代行します。署名と捺印が必要です。

### 工事着工

工事期間は、平均で7日から14日ほどです。  
水洗トイレに改造する場合はこのうち4日ほど仮設トイレ使用となります。

### 完成・検査

工事が終了したら完了届を提出してください。その後、上下水道課で検査し「検査済証」を後日届けます。  
※完了届の作成・提出も工事店が代行します。

## 各世帯で指定工事店に依頼してください

■排水設備工事は、有田町が指定した「指定工事店」でなければ工事を行うことができません。  
※有田町内の指定工事店は下表のとおりです。



## 有田町の指定を受けた工事店

### 有田町内

| 会社名             | 住所            | TEL     | 会社名         | 住所             | TEL           |
|-----------------|---------------|---------|-------------|----------------|---------------|
| 有限会社 福川設備       | 有田町南原丁55-7    | 42-3086 | 泰和興産 株式会社   | 有田町南原丁55-6     | 42-3610       |
| サンエイ住設          | 有田町中樽2-2-12   | 43-3567 | 株式会社 西有田土木  | 木有田町上内野丙3430-1 | 46-3273       |
| 株式会社 小林産業       | 有田町黒川甲1582-2  | 46-2177 | 有限会社 樋渡設備   | 有田町山本乙1918-1   | 46-4450       |
| 有限会社 福田管工       | 有田町二ノ瀬甲1514-2 | 46-2034 | 株式会社 岩崎設備工業 | 有田町上内野丙3783    | 46-4141       |
| 株式会社 下建設        | 有田町本町乙3007-8  | 43-2294 | 岩忠建設 株式会社   | 有田町立部乙2238-1   | 46-2426       |
| 株式会社 有田建設       | 有田町稗古場1-2-7   | 42-5264 | 株式会社 山中建設   | 有田町黒川丙678      | 46-3013       |
| 青井商事 有限会社 有田営業所 | 有田町戸矢甲1535    | 43-2362 | 小代設備        | 有田町黒牟田丙2914    | 42-5300       |
| 松浦土建 株式会社       | 有田町大木宿乙883-2  | 46-3426 | 藤設備         | 有田町山谷牧甲2229    | 090-9482-1545 |
| 岩尾磁器工業 株式会社     | 有田町外尾町丙1436-2 | 43-2111 | イケダ水工社      | 有田町大木宿乙1477    | 090-2944-8009 |
| 有限会社 川口工務店      | 有田町戸矢乙741-1   | 42-5848 |             |                |               |

令和6年10月現在

町外の業者については、有田町HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

※受注状況により、接続工事に日数を要する場合があります。まずは、指定工事店にスケジュールの確認をお願いします。

下水道事業の維持・運営にはたくさんの方々のご協力があり、成り立っています。そんな方々の中から、今回は 株式会社 環境整備事業センター 様が行ってくださっている業務について、リサーチしていきたいと思います！

**下水3事業  
すべてにご尽力  
いただいています！**



バキュームカーによる  
汲み取り作業



浄化センターの  
バッキブロウの点検



浄化槽の清掃



浄化槽点検作業

浄化槽を設置されている所には  
定期的に保守点検を実施しています



牧地区農業集落排水処理施設点検作業



塩素消毒の確認

## インタビューコーナー

中野さんは、下水道の勉強をするため1年間伊万里市にて勤務。そして3年間宮崎県の下水处理施設での経験を経て、平成14年4月の水質浄化センター開設当初から20年以上携わってくださっています。3年前から西野さんとの2人体制になり、毎日すばらしい連携作業で業務されています!!

＼下水の影の立役者／

水質浄化センターの  
管理をしてくださっ  
ている中野さん(左)  
と西野さん(右)



有田のまちを守るために  
汚れた水をきれいな水に戻して流すことが  
わたしたちの責務です！

### Q. 浄化センターは365日24時間稼働ですが、緊急対応等がありますか？

浄化センターの他、有田町ポンプ場、マンホールポンプ（数十箇所）があり、そのうちの一つでも異常が出たり、警報が鳴ると連絡が入ります。夜間及び休日にも備えとして、携帯電話は肌身離さず所持しています。

### Q. リフレッシュはどのようにされていますか？

2人体制になった今は、会話することでリフレッシュできています。（とても仲の良いお2人です!）

### Q. 1日の勤務時間や作業内容は？

勤務開始は8:15～17:00です。毎日の作業は、一日の中で5回行わなければならない採水。採水したものを計測し分析をします。その他機械等のメンテナンスをスケジュールを組んで行い、作業内容は様々です。

### Q. 業務の中で一番大変なことは？

下水の処理には欠かせない存在の微生物の管理です。気温や汚水の量などにより、毎日状態が変化するため、一番神経をつかいますが、責任とやりがいを感じています。毎日徹底して向き合っているため、有田川へ流れる水は自信をもって浄化センターより放流しています。

日々の生活の中で少しでも意識の改善をお願いします。

トイレや排水口に異物や廃油を流すなど「これぐらいいいだろう」という気の緩みが、下水処理施設の負荷に繋がります。町民のみなさまの“ほんの少しの意識の改善”が町全体の水質保全に大きく役立ちますので、ご理解とご協力をお願いいたします。





## 水じゅんかんフェア in 有田夏まつり 納涼花火大会



歴史と文化の森公園にて開催されました花火大会で、下水道普及活動「水じゅんかんフェア」を行い、ご来場の方へアンケート調査を行いました。ご協力いただきありがとうございました！

今年度はアイスの販売とヨーヨーコーナーを設けました！

みなさまに楽しんでいただけるよう、企画していきたいと思っておりますので、来年度もご来場を心よりお待ちしております♪



## 20年以上前から守り継がれてきた 有田町のきれいな水を後世へ～



黒牟田にある水質浄化センター。そこに壁画が飾ってあるのですが、作成されたのはなんと、20名の小学生!! 約2年半もの間、環境や下水道のことを勉強され、その集大成が平成14年の浄化センター建設当初から見守ってくれています。「下水道いろいろコンクール」で国土交通大臣賞を受賞。子どもたちが真剣に取り組み、残してくれたものをこれからも大切にしていきたいです。



これから排水設備を設置される方へ  
**こんな制度があります**

**特典**

公共下水道事業  
浄化槽整備事業  
農業集落排水事業

### 改造資金を積み立てる場合

#### 汚水処理積立奨励金

積立奨励金制度は3年以上積み立てた場合、積立額（※限度額100万円）か、支払った排水設備工事費と受益者負担金（分担金）の合計額、どちらか少ない方の2%の額を工事終了後に奨励金として交付します。

新規積立をされる際は、ご自宅の改造計画より逆算して、3年以上の積立期間が必要です。金融機関の窓口で手続きを行ってください。

### 改造資金を借り入れる場合

#### 改造資金利子補給金

下水道への接続や合併浄化槽設置のための排水設備工事費用として、各個人が金融機関から融資を受けた場合、完済後に町が利子補給金を交付します。

金融機関から融資を受けた時に町への申請が必要です。その後、完済されたあとに償還状況書類を添えて、利子補給金の請求を改めて行ってください。

**くわしくは上下水道課へご相談ください**



#### 将来の有田を守るために！

有田町では、地域に適した下水処理事業を用いています。根本は水環境の整備です。有田川を守り、海を守り、そして地球環境を守るために大切なことだと考えています。接続には大きな負担がともないますが、皆様のご協力をお願いします。